

性教育の制度化と英国FPAの役割 ——避妊の多義性に関わる保革勢力の錯綜——

広瀬裕子

I はじめに 課題と方法

- (1) 問題の所在
- (2) 目的と方法

II 1970年代当初の避妊をめぐる時代状況

- (1) 家族計画・避妊の定着
- (2) 性革命と「許容的社会」批判
- (3) 1967年中絶法、1967年国民健康（家族計画）法

III FPAの性教育事業参入

- (1) 性教育教師の養成へ
- (2) 批判の牽制——「FPA宣言書」制定の政治的側面
- (3) Mrs Whitehouse の批判

IV 世界の人口過剰問題——避妊のもう一つの役割

- (1) 人口過剰問題をめぐる世論
- (2) 英国FPAとIPPFの対立見解——新マルサス主義をめぐり

V 1974年国民健康制度再編法案審議——議会と政党の錯綜

- (1) 政府の一部有料化案提出
- (2) 上院の完全無料化案——保守党の造反
- (3) 下院の政府案支持——労働党の乱れ

VI 保革枠組みの無効 避妊支持主体の保革錯綜

I はじめに 課題と方法

(1) 問題の所在

1994年度から、イギリスの中等学校では性教育が義務必修化した¹⁾。長らく性教育をめぐるはそれを実施することの是非や、実施した場合の教育内容をめぐって論争があった。自主的先導的に実施されていた性教育は、道徳的右派 (Moral Right) と呼ばれる人々からとりわけその内容面に関して強硬な批判を浴びていた。しかしながら、この、道徳的右派の対局に位置して進歩派を支持層としていた観のある性教育を、時に反動的とも形容された保守党のサッチャー政権が学校のカリキュラムとして義務必修化した。

サッチャー政権下の教育改革は、1988年の教育改革法 (1988 Education Reform Act) によるナショナルカリキュラムの導入を中心にその前後に及ぶ大がかりなものである。性教育の義務必修化は1986年教育法 (1986 Education Act) 制定から1993年教育法 (1993 Education Act) 制定にかかり、ちょうどこの教育改革の一部分を構成する。この一連の教育改革に対しては、その中央集権的な特徴が顕著であるために、保守反動的な性格が強調される。しかしながらこの改革は、性教育を義務化するなどそれまで保守派の政策だとは思われていなかったものに手をつけるだけでなく、大胆な市場化を取り入れるなど、単純に反動的教育政策として形容してはすまされない側面も持つ。

1980年代に顕著になるこの一見政治的に錯綜した事態は、従来の保守党対労働党という保革の枠組みが状況読みとりの道具として限界があることを示すものである。それぞれの「錯綜」を錯綜としてしか説明できない枠組みに代わって、それらの蓋然性を視野に入れた説明原理の組立は今日的な課題である。

保守政権による性教育の義務必修化は、そういう意味で保革の枠組みの無効を象徴的に示すとともに、保革の構図の背後にどのような利害、力関係の構図が作られていたのかを見るための有効な材料でもある。小論が性教育の制度化を考察の対象とするのは、そのような理由からである。

(2) 目的と方法

イギリスにおける性教育の義務化を論ずるに当たって、一つのキーワードとなるのは避妊である。性教育が避妊とどのようなスタンスを取るか、あるいは避妊をどのように教えるかをめぐって相対立する見解がある。一般的には性教育は生きる上での人間観価値観の教育だと考えられており、必ずしも避妊の教育を意味するのではない。性教育の守備範囲は広く、具体的日常生活の重要な要素として一人一人のセクシュアリティをとらえ、その人の人となり、人間関係をも含めて、その人を全体的に捉えるという視点が今では性教育の基本である。しかしながら、具体的に青少年がどのような性行動をとるかに直接影響する避妊は、その取り扱いを含めて多くのトピックの中でも性教育の中心的テーマであり続けている。とりわけ望まない妊娠の増加、十代の少女の妊娠の増加が大きな社会問題となっているイギリスでは、避妊は性教育の中心的な部分だといっても過言ではない。

イギリスの性教育を、家族計画協会 (Family Planning Association, FPA) がリードする事になるのも、同協会が長年にわたって家族計画運動を展開する中で、避妊の普及に携わってきた経緯があるからである。FPAのそもそもの避妊に対する関心の持ち方は、夫婦がどのような家庭経営をするかという家族計画を具体化する方法としてである。しかし性教育が専ら緊急性を持って扱うのは望まない妊娠の予防策としての避妊である。直接の目的が個々人の救済であれ、社会の維持安定であれ、ここにあっての避妊には社会政策的な機能が期待されている。家族計画する避妊、性行動の自由を担

保する避妊、望まぬ妊娠を避ける避妊のそれぞれがここで見えてくる。このうち性行動の自由を担保する避妊と社会政策的機能を持つ避妊は表裏の関係にあると言ってもよい。

避妊にはまたしかし別の機能がある。人口増加を制御する機能である。小論が対象とする1970年代には、前三者に加えてこの機能がクローズアップされる。避妊のこの四つの機能が強弱をなしながら、1970年代初頭の性教育をめぐる世論形成が進んだことが以下の考察から明らかになる。

小論はこのような問題意識の下に、保革の枠組みが分析力を失う理由、原因を、性教育制度化の周辺に探ることを目的としている。そのために、イギリスにおいて一貫して性教育の推進母体として活動してきた家族計画協会 (Family Planning Association, FPA) が、本格的に性教育事業に乗り出す1970年代初頭に、FPAが主導する性教育がどのような諸関係の中に位置づいていくかを、避妊の社会的認識に焦点を絞りながら浮き彫りにする方法を採る。直接分析の対象としているのは、英国ロンドンの英国家族計画協会の資料室に保管されている一次資料ファイルのうち、FPAの方針形成に関する資料を中心にしたものである。又、家族計画をめぐる時代背景および運動の経緯を知るために Audrey Leathard の *The Fight for Family Planning The Development of Family Planning Services in Britain 1921-1974* (Redwood Bum Ltd.1980) を参考にした。同書は、英国の家族計画の歴史をFPAを中心にまとめた、貴重な実証的先行研究である。

II 1970年代当初の避妊をめぐる時代状況

1970年代初頭、既に家族計画運動の成果として避妊は日常のこととして社会に定着していた。また、旧態とした性モラルに縛られず自由な生き方をするための避妊も、その功罪含めて社会の時流を構成するようになっている。避妊、中絶に関しては既に1960年代に自由化の方向でいくつかの立法もあり、

産児制限や避妊は社会の公的領域が関心を持つことがらにもなっている。

(1) 家族計画・避妊の定着

英国にける本格的な家族計画運動は、Marie Stopes が1921年にクリニックを開設した時期に始まる。家族計画というのは家族の個々のメンバーの健康や福祉のために、子どもの数、産む時期や間隔に関して計画的であろういう考え方で、具体的には、妊娠出産を望まないときには受胎調整をする事を主要内容とする。そのため、家族計画は狭い意味では避妊を手段とした産児制限を指すこともある。親の生活を守るだけでなく、「どの子どもも望まれた子どもに (Every child should be a wanted child.)」という、家族計画運動の中でしばしば使われる標語が端的に示すように、一人一人の子どもの成長に親と社会が責任を持ち良好な養育環境を提供しようという、子どもに対する福祉も運動の一部である。家族計画 (Family Planning) の別の言い方である Planned Parenthood は家族計画の親子関係の側面を良く表わしている。

1960年代終わりから1970年代はじめにかけてのイギリスにおける産児制限の実施率に関するいくつかの調査は、調査対象者の7割から9割以上の人が何らかの形の産児制限を実施していることを示している²⁾。また、階級別家族計画サービスの利用者数は、その専らの利用者が中産階級に属する人々であるということを示す調査もある³⁾。産児制限運動が元々中産階級の中で始まったことを考えてもこのことは理解できる。例えば表1は、1972年にFPA

表1 FPAクリニック利用者*の社会階層別割合、1972年

	専門職	中間職	技術系	準技術系	非技術系	学生	非雇用
患者	14.77	4.41	21.53	9.52	5.1	4.77	39.04
パートナー	12.04	12.16	45.51	14.91	7.33	3.31	3.21

FPA, Director's Report, December 1973, 74/034

*この年のクリニック利用者の男女別割合は、女性96.69%, 男性3.31%である。

Aが全国のクリニックの利用者数を社会階層別にまとめたものである。その利用者は圧倒的多数が中産階級以上の分類に属する人たちである⁴⁾。

これらの調査からみても、小論が対象とする1970年代初頭の英国においては長年の産児制限運動の成果として、避妊は日常生活に根付きその実行の是非は実質的な部分において既に論争点ではなくなってきたといつてよい。また中産階級を元々の支持層とする、そういう意味において家族計画の文脈における避妊は家族の経済的地位向上を図ることによって社会の秩序を安定化補完する働きを担っていたといつてよい。

(2) 性革命と「許容的社会」批判

家族計画運動の担い手は同時に女性の解放を進める勢力とも重なっており、その意味ではこの運動は社会改革運動としての側面も持っていた。1960年代以後はむしろこの社会変革的な機能が人々の要求と合致して浸透したといつてよい。避妊は、計画出産の手段としてだけでなく、妊娠を避け、妊娠の恐怖なく性的な人間関係を婚姻制度とは必ずしも繋がらない場で楽しむことを可能にした。又、妊娠出産をコントロールないし回避することによって、女性が経済的に自立することを容易にした。生きるスタイルとしても、必ずしも結婚するのではない家族の形態をとる人々も増えてくる。離婚に対するタブーも減り、子産みとセットでない同性愛に対する認識も変化して次第に同性愛は排除の対象ではなくなってくる。これらの動向は、各種の差別批判、解放運動と連携した左翼革新的運動の成果であり、したがって主要には革新勢力を政治的担い手としていた。この文脈での避妊は、社会の旧弊を破る革新的、社会変革の意味を纏った。

この動きは、事態の変化が急激であった事とも関わり、副作用を生む。最大の問題は望まない妊娠の増加、とりわけ10代のそれである。自分の意志で婚姻制度と無関係な妊娠出産を選ぶのではなく、避妊を知ることなくあるい

は知っていたとしても実行できずに、ただ自由な性行動の流れだけに取り込まれた若者たちが急増する。これは男女問わない現象であったが、女子にはそれが望まない妊娠として結果した。当時の望まない妊娠数は、20万件とも30万件ともいわれている⁵⁾。また旧来の社会の価値観なり枠組みの揺らぎに個人的に対処しきれない人々をも生んだ。何が良いことで何が悪いことなのか、自分はいったい何がしたくて、あるいは何ができるのか、自分自身に確たる信念やビジョンを持ち得ないままに、錯綜する情報に翻弄され、自らの行動に責任ある決定ができなくなった人々である。性に関して自由で多様な生き方が可能になった時代であるという一側面と同時に、多様性の中で自分の生き方を維持できないというギャップも無視できなくなる。

この種の変化を社会の不安定化、不道徳化として快く思わない道徳的右派 (Moral Right) の人々は、1960年代以降のこの自由化の流れを「許容的社会 (Permissive society あるいは permissiveness)」と呼んで批判した。この批判は、各種社会問題化した諸問題に向けられただけでなく、保守党が労働党を批判する場合、政治的キャッチフレーズとしても使われる。ゲイリベレイションやフェミニズムが特に反社会的、退廃的思想として攻撃の対象とされたのと同様に、避妊は社会を堕落させて許容的社会をもたらした象徴的なものとして批判された。

(3) 1967年中絶法、1967年国民健康（家族計画）法

家族計画に関する二つの法律が1967年に成立している。一つは、1967年中絶法 (1967 Abortion Act, もう一つは1967年国民健康 (家族計画) 法 (1967 National Health Service (Family Planning) Act) である。

この二法の背景にある当時の法制状況は、1861年対人犯罪法 (1861 Offence Against Person Act) 58条が墮胎は刑法に触れる犯罪であるとして墮胎罪を規定しており、1929年幼児生命 (維持) 法 (1929 Infant Life (Preserva-

tion) Act) が、胎児が母体外で生きる可能性のある第28週以後も、母体の生命を保護する医学的目的である場合には墮胎を認めるという、墮胎罪を緩和する条項を制定している。従って、1967年当時、墮胎罪は引き続き有効で、但し違法の条件は28週以後の墮胎で、しかもその場合でも母体を保護するという目的の場合に合法ということになっていた。

しかしこの制限的な条件は実状に合わず、結果的に非合法的な形で行われる墮胎も少なくなく、いわゆる闇の中絶から女性の健康を守ることが急務であった。1936年に結成された中絶法改革協会 (Abortion Law Reform Association, ALRA) が積極的なロビー活動を展開するなどして1967年中絶法が制定を見る。

同法は、二人の医師の同意を必要とするという条件の下で、緩和条件を拡大して次のようにした。

- 妊娠の継続が、妊婦の生命に危険をもたらすか、妊婦の身体的精神的健康、あるいは既に生まれている子どもの身体的精神的健康を阻害する度合いが、妊娠を中断することよりも大きいと思われるとき。
- もしも子供が誕生すると、身体的精神的異常により、重大な障害を持つ危険があると十分予想されるとき。

すなわち、母体保護の意味が、医学的救命だけでなく社会的保護を含むようになる。妊娠出産がただ単に身体的医学的な事柄ではなく、社会的経済的要素を含んでいることが積極的に考慮されたといえる。又一方、産まれてくる子供に障害が予見される場合という、胎児条項も加えられた。

もう一つの1967年国民健康 (家族計画) 法は、地方保健当局 (Local Health Authority, LHA) がその事業の一環として避妊のアドバイスを、誰にでも、婚姻関係の有無に関わらず無料で提供できるようにしたものである。避妊サービスは、FPAが経営するクリニックが中心となって行われており、それをLHAも独自の事業として展開しても可とするということである。アドバイスは無料で提供することが認められるが、処置自体は必ずしも無料とはし

ていない。

これらの法は、家族計画及び避妊が、公的な事業として制度的にも認知されたこと、言い換えれば避妊が人々の健康の福祉にとって不可欠であることを公的に確認した意味を持つ。許容社会批判が始まる前の、社会変革の性格を強く出す方向でなされた性に関する法改正のうちの二つである。と同時に、1967年国民健康（家族計画）法は後の1974年国民健康制度再編法制定の前提状況をも作っている。

III FPAの性教育事業参入

FPAが本格的に性教育事業を展開するのは、1974年である。そのきっかけは、1974年国民健康制度再編法（1974 NHS Reorganisation Act）の制定にある。この法律は、国民健康制度を大がかりに組織改革するもので、その一部に家族計画事業の制度化が含まれていた。既に1967年国民健康（家族計画）法が、国民健康制度の中での避妊サービスの提供を認めている事には先に見た。そこにおいては地方健康当局（LHA）が同サービスを提供したいとする場合にそれを認めるという、いってみれば消極的な制度化であった。今回の再編法は、避妊サービスの提供を基本的にほとんど無料⁶⁾の国民健康制度として展開しようというものである。同法の成立過程の詳細については第V章で扱う。

40年以上にわたり、避妊を家族計画の重要な部分としてクリニックを運営するなど普及活動に従事してきたFPAは、その目的をここでほぼ達成することになる。その業務が以後は国家事業として展開されるわけである。このことはしかし、従来の形でのFPAの組織としての存在理由がなくなることでもある。組織の存続を大前提としたFPAは、その活動の中心を家族計画のためのクリニック経営からそれ以外のものへと移すことになる。それが性教育であった。

避妊の普及を業務としてきたFPAの性教育への参入は、望まぬ妊娠対策を急務としていたイギリスにおいては大局的にも蓋然性を持った。しかし、性教育をとりわけ避妊との関係で論じる土俵を設定したことにもなる。そしてこれは、避妊に向けられていた政治的、宗教的な眼差しの中に性教育を置くことでもあった。

(1) 性教育教師の養成へ

同協会は、1974年9月23日に性教育の方針に関する「FPA宣言書」(‘Sex Education - An FPA Statement’) ⁷⁾を出し、その冒頭で、「FPAが性教育に関心を持つのは、その歴史からして必然的なことである。それは協会の目的として明確に記されている。」として、次のように、協会の3つの目的を確認する。

- 「●親、若者、子どもたちの、精神的且つ身体的に良好な健康状態を維持し且つ守り、また貧困、望まない妊娠による困難や苦しみを避けること。
- 出産や避妊、健康の領域で、とりわけ性的な人間関係に関して個々人の責任という観点に立って大衆を教育すること。
- 不妊症や婚姻内の性に関する諸問題のうち、医学的助言や処置をするのが適切だと思われる場合に、医学的な助言や支援を提供すること。」

それまでのFPAは、この中の第3に基づくクリニック経営に最も力を入れていたわけだが、その基盤として避妊に関する情報提供、啓蒙活動、すなわち第1と第2でいう大衆教育活動は、常に事業の両輪としてあったということである。クリニック部分は制度化を見るものの、その制度を実効あるものにするためには更なる教育活動は不可欠であるという認識に立った。

同「宣言書」は同協会が性教育活動に本腰を入れる理由を次のように言う。

「家族計画に対してなかなか理性的な態度がとれないのは、避妊技術に限界があるからではない。もちろん技術的な改善の余地があるのは確かだ。しかしそうではなく、障害は無知ということなのである。医学、宗教学、法律、教育などを教えている教師は、未だ完全で正直な情報の提供者としての場を得ていない。FPAは、もしもその持てる知識や技術を今そのような教育に提供しないとすると、自らの責任を全うしたことにはならないと考える。」（「宣言書」1.3）

ここでFPAが、大衆教育活動の、自らの新しいパートナーとして選んだのが学校の教師である。まずは若い世代である青少年に対象を設定して予防的な効果を重視する。そして彼らへの教育効果を考えた場合、とりわけ教師の役割に注目したのである。なぜならば教師は子どもたちの情報環境を見た場合に「鍵的な立場」にあり、教師一人一人が「多くの若者に影響力を持っている」と考えたからだ⁸⁾。その教師たちに、FPAはそれまでに蓄積した

表2 内容別コース数の変遷

	1973	1974	1975	1976	1977	1978
教師	9	4	7	4	6	7
若者・地域指導員			3	12	15	19
精神障害者				2	3	6
身体障害者					2	2
親					5	
視聴覚教材				1	1	2
訪問指導員	1	1		2	1	6
ソーシャルワーカー				13	12	7
FPAコース指導員	4		1	3	6	5
多人種問題ワーカー			1			1
多領域コース						8
その他		2	5	3	8	1
合計	14	7	17	40	59	64

FPA内部資料'THE EDUCATION WORK OF THE FPA'より作成

情報とノウハウを託すことになる。本格的な研修事業の展開に備えてFPA内に、教育部門 (Education Unit) が設置され、教師研修等の研修が同部門に託される。(表2 参照)

これら研修の基本的方針を示すのが先の「宣言書」である。性教育教師が身につけていなければならない資質を同「宣言書」は次の10カ条で示している。

- 3.4.1 他の人間に対しての、純粹で誠実な関心。
- 3.4.2 人間のセクシュアリティに関しての基本的知識の習得と、プロの教育者としての献身。
- 3.4.3 自分自身の、又他者のセクシュアリティの快適な受容。
- 3.4.4 他者の見解に対する感受性と尊重。
- 3.4.5 教育的なコミュニケーション技術、討論、ロールプレー、視聴覚教材その他の教育方法に関する知識。
- 3.4.6 カリキュラム開発と、生徒を参加させる形態の教育に関する知識。
- 3.4.7 親その他の関係者との協力を推進するための開かれた態度。
- 3.4.8 生徒、学生をいかなる形態の搾取からも守るプロとしての態度。
- 3.4.9 性教育教師として直接間接に得た、いかなる個人情報秘密保持。
- 3.4.10 性教育教師の対応能力を超える専門的助けが必要である事態の認知と対応。

一人一人の子どもたちが自分のセクシュアリティを積極的肯定的に生きることができるよう、障害を取り除き、進むべき方向を見つけるための助言と支援を提供する。親、その他の人とも協力関係を持ちながら、直接的間接的両方の形で関与を使い分ける。そのための高度な知識と技術、プロ意識と資質と心構えを兼ね備えた、卓越した教師の育成というのが同協会が掲げた教師研修のコンセプトである。

(2) 批判の牽制——「FPA宣言書」制定の政治的側面

学校教育を自らの性教育実施の場として定めたFPAは、その結果として宗教関係者を中心にした道徳的右派からの批判の場に身を置くことになる。あくまでも性に関することは親が教えるべきであるとする宗教関係者と、学校における性教育に重きを置くFPAの見解の違いが原因である。

道徳的右派の、FPAに敵対する活動は活発顕著であり、この強力な反対勢力をどのように牽制するかは、行政とどのような連携を図るかと並んで、同協会の活動を維持するために欠かすことのできない条件整備である。学校の教師を自らの性教育事業のパートナーとしたFPAであるが、先の性教育に関する「FPA宣言書」の中で、性教育の担い手に関して、「性教育という仕事は、一義的には親、教会など宗教関係者、そして学校の役割である。」⁹⁾と述べ、学校教師だけでなく親と宗教関係者とをまずは挙げる。FPAが原則としてそう考えているというよりも、その種の批判、すなわち性教育は基本的に親、教会が責任を持つべきであるとする人々からの批判をかわすための、戦略的な対応であるといつてよい。

FPA自身があくまでも性教育の主要な担い手は学校の教師であるべきだと考えていることは、この「宣言書」の中でも明確に述べられている。想定される批判に答える形でその理由を述べている。以下要約すると、

第1に、性教育は親がすべきであるという意見に対して。

確かに「親は性教育の中心的役割を持っており」、この役割は親が「行使しないという選択をしない限り放棄されない」ものだ。しかしながら、「親の多くはこの責任を担える状態にはない」事も事実である。どんなに完璧な親であっても性教育を「一人で実行することは難しい」。なぜならば、「親子の間には意識的無意識的緊張が多くあり」、親は「自分の子ども

と性について話すのはよその子どもと話すよりずっと難し」と言うし、子どもも自分の親からの性教育に抵抗したりする。むしろ「思春期に親離れするのは全く自然で健康的な成り行き」なのである。¹⁰⁾

第2に、性教育は本当は道德教育であるから宗教教育が責任を持つべきであるという考えに対して。

「特定の信仰を共有するメンバーを対象に、統合したプログラムを組ん」で、性教育をするのは有効だが、どのような宗教団体にも関わらないでいる親子も多数いる。彼らの性教育は宗教教育とは別に保障されなければならない。¹¹⁾

すなわち、どんなに有能な親でも一人で性教育をするのは難しいし、実際は多くの親がその力すらなく困惑している。しかも親だからこそやりにくいということもある。そして宗教活動に関わらない多くの人には宗教の場所以外で性教育を保障しなければならないということである。

同「宣言書」は9月23日正午にプレスリリースするという周到なシナリオを以て公にされる。そういうセレモニーの中で公開されたFPAの基本方針は文字どおり対外的な宣言としての重みを持ち、この「宣言書」の公開イベント自体が、クリニック事業から性教育へ転身したFPAを社会に印象づける。時には反対者への反論の根拠となり、また時には行政に対してFPAの活動の正統性と有益性を印象づけ、世論に対しても性教育の必要性和FPAの中庸な立場をアピールする、そのような戦略的意図を考慮することなく同「宣言書」の内容は理解できない。それらを計算の上、同「宣言書」は性教育の目的を次の9項目にまとめた。

「2 性教育の目的

性教育の目的を以下に掲げることにする。

- 2.1 性的な成長発達に関する適切な身体、精神、感情についての知識を人々に提供すること。
- 2.2 個々人が性的に成長し、適応していく過程での恐れや心配を取り除くこと。
- 2.3 様々な形で表現されうる性に対して、客観的な態度や理解を醸成すること。
- 2.4 人々が両性の関係について考え、他者に対する義務と責任を自覚することを援助する。
- 2.5 正直で思いやりのある関係から得られる積極的な充足感を育て、その重要性を認識すること。
- 2.6 意志決定をするのに必要な理性的な基盤を提供する道徳的価値観に関する理解を育むこと。
- 2.7 正しくないあるいは逸脱したセックスに関して十分な知識を提供し、人々が他人から搾取されたり心身の健康を傷つけられないように自分を守ることができるようにすること。
- 2.8 時代遅れとなった性に関する法や性に対する不合理な恐怖、性に関する搾取を社会からなくすような動機づけをすること。
- 2.9 配偶者や親として、地域社会の一員として、市民として、個々人がどのような役割にあっても、自分のセクシュアリティを有効に繊細に生きられるような教育や理解を提供すること。」

全体として、個々人が充足する生き方ができるようにという個人をサポートする視点が基軸となっており、そのために必要な情報提供、人間関係に関するアドバイス、社会適応の支援などを目的としている。社会変革を前面に出すようなイメージに比べれば極めて穏当な社会福祉的印象を与える。しかし、個々人の幸せのために必要であれば、社会の旧態とした部分に対しての変革も辞さないというのも筋であり、2.8がこの主旨を添えている。

道徳的右派からの継続的な批判や1976年と1986年の2回にわたる議会でのFPA批判¹²⁾を経た後の、性教育が本格的に制度化し始める1980年代後半から1990年代になると、FPAの発言も微妙に変化し、性教育の社会変革的な役割に明確な形で言及する「宣言書」2.8のような発言は目立たなくなる。また、後年、性教育の公式な枠組みが「道徳的関心と家族の価値の重視」に設定されるに及んで¹³⁾、FPAも個々人の生活を重視する視点を相対的に後退させ、家族をイメージした継続的安定的な人間関係の必要に言及するようになる。それに比べるとこの時期はまだFPAの在野性が見えるといってもよい。

同「宣言書」は想定されるFPA批判を5項目にまとめているが¹⁴⁾そのほとんどが道徳的右派からなされているものであり、この「宣言書」の公表によって、性教育が対右派を意識しながらの左派的なものである印象を強めることにもなる。確かに大規模で継続的な性教育批判はほとんどが道徳的右派からのものであり、その大衆キャンペーン、議会ロビー活動は強硬である。批判の牽制策を採る限りこの傾向は避けられないことでもある。この構図を避妊の4つの機能に即していうならば、産児制限機能と個人の自由な生き方の担保、そのフォローとしての望まない妊娠の予防策のそれぞれにFPAは関心を持っていたのだが、性の自由化を批判する伝統派に対処する中で、後者二つの対抗関係が強調される形になっている。

FPAがこのような形でいわゆる極右的勢力との間で攻防を展開したことは、次の二つの文脈で後の性教育制度化の形態に影響する。

第1は、性教育が伝統派から批判される進歩派の仕事であるような図式を形成補完し、それによって後の性教育制度化の右寄りの軸設定に自ら「加担」した。

第2に、望まない、妊娠は避妊を子どもに教えてでも防止しなければならないというプラクティカルな立場を強調することによって、後にそれを現実的な対処方法だと認識した政府との間で政策実施に当たって協力関係を形成

するようになる¹⁵⁾。

1970年代の後半から1980年代になると、Valerie Riches に代表されるキリスト教系団体、家族青少年事業団 (Family and Youth Concern) や道義心協会 (The Responsible Society) などからのFPA批判が大がかりになっていく。しかし、FPAが性教育に参入する1974年当時、まだこれらの組織も設立されて間もないからであろうか、あまり活発な活動は見えないようである。が、他からの批判は既に始まっている。

(3) Mrs Whitehouse の批判

1974年夏、全国視聴者協会 (The National Viewers and Listeners Association) の事務局長 Mrs Mary Whitehouse は、メディア、政府、議会等に働きかける形で、組織的なFPA批判を行う。FPAもそれに敏捷な対応をとる。このケースに見られる批判、対応のパターンが、これ以後の道徳的右派からのFPAに対する批判、そしてそれに対するFPAの対応の典型的なパターンでもある。

Mrs Whitehouse の批判は、1974年8月5日付け *The Daily Telegraph* 紙の、「Mrs Whitehouse、性教育を問題にする」¹⁶⁾という記事から始まる。記事は次のようなものである。

「全国視聴者協会の事務局長である Mrs Mary Whitehouse は、学校での性教育及び人間関係に関する教師研修におけるFPAの役割について政府に調査を申し入れた。

教育大臣 Mr Prentice への書簡の中で Mrs Whitehouse は、同協会 (FPAのこと…広瀬) は『性教育に最良のやり方ではなく、避妊教育というやり方で』関わっていると訴えている。この申し入れは、75人の保守党議員によって支持されている。

Torquay の保守党議員 Sir Frederick Bennett は、Mrs Whitehouse が主催する協会に手紙を書き、性教育は『行き過ぎて』おり、『政府の見解を待たずに規制してほしいものだ』とつけ加えた。」1974.8.5

この記事を知ったFPA内では、Alastair Service が、広報担当の Tasha William と同日5日の午後に対応を話し合っている¹⁷⁾。そしてその日のうちに教育担当の Freda Parker 名で Whitehouse に次のような抗議の手紙を送る。

「今日、FPAが行っている性教育と人間関係講座に関して全く不正確な報道に接しました。それは貴女が発信源となっており、貴女が The Spectator にお書きになった文章を受けるものです。この The Spectator の文章も（中略…広瀬）私どもの上記に関する活動をきわめて誤解するものです。

貴女に教師研修の今年の残りの講座のうちどれかにおいでいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。詳細は同封しました。（もちろん全く無料です。）

ご都合のよい講座のご連絡お待ちしております。」1974.8.5¹⁸⁾

更にこの2日後に追伸風の手紙を送り、FPAの講師団との会合にも彼女を招待する。

「8月5日の私の手紙につけ加えたいと思います。私どもの性教育助言講師団の会合に貴女においでいただき、FPAが行っている性教育、人間関係講座の目的や活動について話し合いを持ったかどうかと思うのですがいかがでしょうか。

そこで貴女のお考えを聞かせていただき、また貴女の疑問にもお答えて

き、貴女にとって有益な機会になると思います。講師団は、お送りしたリストによってもお分かりになると思いますが著名な教育関係者によって構成されており、次の会合は、1974年10月28日の午後2時30分からです。
(後略…広瀬)」1974.8.7¹⁹⁾

これらの手紙は、Whitehouse に対して抗議の意志を明確にするだけでなく、即座に彼女を講座や会合へ招待したFPAの前向きの対応をその後の対外的な交渉、プレスリリースにも使用するための戦略的な意味もある。もちろん、Whitehouse が実際に講座へ参加することは歓迎するが、実際にその招待を受けるかどうかはポイントではない。

Whitehouse は、スケジュールの都合が見つからないことを理由にFPAの招待を断る。しかし抗議に対しては納得しない主旨を手紙で伝える。すなわち次のような手紙である。

「8月5日、7日付の手紙と家族計画協会の教師研修への招待ありがとうございます。今年は既に先約が押しており、これ以上の予定の調整がつきそうもありません。

しかしながら、私がFPAの性教育と人間関係講座に関して述べている点のどこが『不正確』だとお感じになるのかは、知りたいと思います。とりわけ、私は貴協会が、望まない妊娠に個人的コントロールで臨むことをどうして好ましいと強調されるのか関心があります。」1974.8.14²⁰⁾

Whitehouse にとってFPAは、“性の乱れを加速させる避妊”を批判するためのスケープゴートのターゲットなのであって、実際に同協会がどのような研修をしているのかを知ることには意味があるわけではない。この種の対応が、以下にも見るように、FPAをして、FPAに対する批判はFPAの活動についての無知や誤解に基づいていると言わせしめることに

なる。招待を断った Whitehouse に対しては、助言講師団と会う時間についてはまだ都合がつくのではないかと更に誘うと共に、近々出される F P A の「宣言書」を送る約束をする書簡²¹⁾を送る（8月28日）。

この Whitehouse に対する個人的なやりとりの一方で、F P A は *The Daily Telegraph* 紙の記事を知った翌日の8月6日にプレスリリースを行い、その新聞報道についてフォローする。その中で Whitehouse を講座に招待したことを紹介しながら、F P A には批判されるようなやましいところはなく、彼女の対応が不正確なものであるという主旨をアピールする。すなわち次のような記事になる。

「家族計画協会は、今日、全国視聴者連合の事務局長である Mrs Mary Whitehouse が、学校での性教育及び人間関係に関する教師研修における F P A の役割について政府に調査を求めた事に関して歓迎の意向を示した。

『私たちは、Mrs Whitehouse を教師のための性教育研修の講座の一つに招待すると同時に、著名な教育関係者からなる F P A の性教育助言団と会って、彼女の見解について話し合うことを要請した。』

『噂に基づくのではなく、私たちの活動を知った上での建設的批判は歓迎するので、Mrs Whitehouse には招待を受けてほしい。』1974.8.6²²⁾

マスコミに対してだけでなく、政府にも連絡を取る。Freda Parker 名で教育科学大臣 (Secretary of State for Education & Science) R E Prentice に記事の3日後の8月8日、F P A の正当性と批判の不当性を強調し、政府に対するどのような協力も惜しまないという、親和的態度を前面に出した次のような手紙を送る。

「8月5日付 *Daily Telegraph* 紙によりますと、Mrs Mary Whitehouse が貴殿宛の手紙で、学校での性教育及び人間関係に関する教師研修におけ

るFPAの役割について政府の調査を要求したようです。

まっとうな要求であると思われますので、くだんの件に関して私どもはできる限りの協力をする所存です。FPAの性教育事業に関する目的と活動内容に対して、事実を知らずに無知や噂に基づく批判が横行している状況でもあり、同時にそれらの誤解を一掃する願ってもない機会であると思っております。Mrs Whitehouseが言っているのとは反対に、『避妊教育』は私どもの性教育と人間関係講座のごく一部を構成するにすぎません。

当協会は常に、事実に基づいて客観的になされる建設的批判は歓迎しており、Mrs Whitehouseに実際に私どもの教師研修講座を見ていただき、また著名な教育関係者からなる当協会の性教育助言講師団と会っていただきたいと招待しています。彼女はこの機にご自身の見解を述べ、疑問に対する答えを得ることができると考えています。

FPAの目標や目的、FPAが性教育事業に携わるようになった理由について全国中央委員会(National Executive Committee)が『宣言書』をまとめ、近々公表しますので、そのときには勝手ながら一部送らせていただきます。

この件に関しては、貴殿へのどのような協力も惜しみません。」1974.8.
823)

このFPAの手紙を受けた政府はくだんの新聞記事を取り寄せ、Whitehouseからの要望書とともに対応を検討し、大臣の私設秘書名でFPAのFreda Parkerに具体的に検討結果が決まり次第改めて知らせる旨、8月23日付手紙²⁴⁾で知らせている。

一方Whitehouseは、全会派の議会メンバーにも3項目からなる質問状を送っている。この質問状の内容自体は明らかではないが、*Cumnock Chronicle*紙がその質問状に対してJim Sillars (Mr) 議員が猥褻や暴力的な映画などの規制は必要だと思うが学校での性教育に調査の手を入れることには賛成で

きないという考えを示したことを伝えている²⁵⁾。

道徳的右派によるこのような批判キャンペーンは耳目を集めるが、必ずしも世論の支持を得ているわけではない。行政、議会にとっても彼らの主張は積極的にサポートすべきものというよりは、強力なロビー故に無視できないという理解のされ方をしているといった方が実状に近い²⁶⁾。

Ⅳ 世界の人口過剰問題——避妊のもう一つの役割

家族計画の具体的手段、個々人の自由な性行動の担保、及び望まぬ妊娠の回避という側面だけでなく、それとは違う避妊の機能、すなわち過剰人口問題に対処する具体的人口政策としての避妊が1970年代にクローズアップされる。このグローバルな観点からの避妊への言及は、避妊の社会的位置づけをより複雑なものにした。だが、直的的な目的はどうあれ、避妊の普及を任務としていたのがFPAであるという状況には変わりはなく、従って避妊に付与された意味の複雑化は、FPAの社会的役割とイメージの多重化となって表れる。

人口問題の緊急性は、それに対する唯一の対策である避妊の普及を強力に後押しすると共に、避妊の持つ社会政策的側面をストレートに印象づけた。これが同じく望まぬ避妊対策として期待された場合と異なる点である。望まぬ避妊の場合はそれが「許容的社会」の副産物であると考えられていたために、その「許容的社会」をもたらしたとされる避妊に間接的にその責を負わせる言説と、同時にまた避妊に問題解決を期待する言説の入れこ構造を作っていた。いずれにしても人口問題の登場は、FPAをとりまく具体的な政治、行政との関係にも影響していく。避妊の社会政策的な側面が強調されると、FPAと行政とのつながりがより友好的で密になっていくのはそのひとつである。

(1) 人口過剰問題をめぐる世論

人口過剰問題に関しては、国際的には国際連合の世界人口会議が既にこの頃までに3回開催されており（1954, 1965, 1967）、人口増加が各種の問題を伴う地球的規模の問題であるという認識が広まりつつあった。イギリスでも何度かにわたり議会の於いて国内外の人口過剰問題が取り上げられていた。

問題は、世界的規模及びイギリス国内での急激な人口増加である。地球規模で見た場合、増加する人口に食糧その他の資源生産が追いつかず、人口の維持が困難になる。しかも、南北の地域間の富と力の不均衡が発展途上国の疲弊を再生産する構造にもなっている。世界的に人口増加が先行したイギリスでは、19世紀半ばからの100余年の間に人口は約2.5倍に増えている²⁷⁾（表3参照）。

途上国の貧困が植民地政策に起因することは周知であり、それが人口問題の出発点でもある。この点が、人口問題が良識的な世論にインパクトを持っていたゆえんでもある。しかも、発展途上国の何倍もの一人当たりエネルギー消費量によって成り立っている先進国の生活は、今だ途上国を搾取し続けている。しかし一方で先進国も単に加害者としての立場を認識して足りるのではなく、食料等の自給率に限界のあるイギリスではそれらを輸入に頼らざるをえず、生産国の疲弊は自国社会の物資不足を意味し、国内の人口ないし生活水準の維持が不可能になることでもある。

表3 イギリスにおける人口の推移

単位千人						
1851年	1861	1871	1881	1891	1901	1911
17,927.6	20,066.2	22,712.3	25,974.4	29,002.5	32,527.8	36,070.5
1921	1931	1941	1951	1961	1971	
37,886.7	39,952.4	41,748.0	43,757.9	46,104.5	48,749.6	

Registrar General's Statistical Review of England and Wales 1973,
Tables, Population(London, HMSO, 1975)

この人口問題にほぼ唯一効果的に対処できる人道的な方法が産児制限、それも避妊を中心としたそれである。世界の人口過剰問題は、避妊に新しい意味を付与しただけでなく、それまでなされていた家族計画についての議論をも刺激し、政府議会内においては避妊サービスの制度化を求める諸論議に拍車をかけた。いわば、避妊の普及という具体的な方向で家族計画運動と人口問題が主張を共にしたことになる。時系列的には、長年にわたって避妊サービスの充実を要求してきた家族計画運動を人口問題が後押しした形である。

政治の世界で最初に人口増加問題に触れたのは、保守党の議員 Sir David Renton である²⁸⁾。1966、1967年に時の労働党内閣の首相 Mr Harold Wilson に産児制限を推進するような人口政策を策定するべきであるという主張をする。それに対して Wilson は、家族の規模というのは究めて私的な領域の事柄であって、政府が介入すべきことではないという考えを強調し、人口問題に公権力の規制によって対応することに消極的な意向を示した²⁹⁾。

人口政策の必要性は保守党からだけでなく、労働党からも主張される。長らく人口問題に関わっていた、議会派の議長 (Chairman of the Parliamentary Party) でもある Lord Douglas Houghton は、1968年、大家族は社会的に無責任な現象で近い将来これは社会的犯罪だと見なされるようになると述べる。さすがにこの意見に対しては党内に賛否あり、カトリック系の議員は離党の意向を示すなど物議を醸す。Wilson 首相は、Lord Houghton の見解は党の公式見解ではないということをアピールしなければならなかった³⁰⁾。

在野にあつては、いくつもの団体がこの問題をめぐってロビー活動を展開した。たとえば、1966年に結成された自然保護協会 (The Conservation Society)、1971年結成の地球の友 (Friends of the Earth)、同じく1971年結成の人口安定 (Population Stabilization (PS))、同年登場する医師を構成員とした医師と過剰人口 (Doctors and Overpopulation) などがある。諸団体にはほぼ共通している要求は、避妊サービスの完全無料制度化である。また、

医師と過剰人口 (Doctors and Overpopulation) は、望まない妊娠の問題にも焦点を当てて、国民健康制度の拡大充実を訴えた³¹⁾。

直接FPAと近いところでは、中絶法改革協会 (ALRA) のメンバーでもあった Mr Alastair Service と Lady Vera Houghton を中心に1971年に活動を開始したバースコントロールキャンペーン (Birth Control Campaign, BCC) が、同様の目標を掲げていた。Alastair Service は、後、FPAの理事長 (Director) を務めることになる人物である。このBCCの活動は、慈善団体ゆえ政治活動が自由にできないFPAを補完する関係にある³²⁾。BCCのメンバーはそれまで女性の権利運動などに関わってきた人々であり、世論に対するアピール効果があり人口問題を自分たちの避妊普及運動に利用したとみてもよい。

又、1970年5月には労働党の女性メンバーが政府に計画的な人口政策と国民健康制度における避妊サービスの無料化を要求し、1971年3月には女性自由連合 (Women's Liberal Federation) も同様の主張を行う。

議会でも、下院に於いて Sir David Renton が政府に人口政策の有無について質問しており、また上院においても人口問題が取り上げられた³³⁾。1971年には、科学技術特別委員会 (Select Committee on Science and Technology) が、イギリスは人口過剰状態にあり、政府は何らかの対処をすべきであるという報告書を出す³⁴⁾。この報告を受けた、時の保守党 Heath 内閣は、Professor C. R. Ross を議長とする別の委員会、いわゆるロス委員会 (Ross Panel) を組織し、政府としてどのような人口政策を立てるべきか慎重な検討を託した³⁵⁾。

主だった政党の党大会での人口問題政策に関しての動きとしては、1971年保守党年次総会で、政府に現実的な人口政策を策定することを求める決議が若き保守党员 (The Young Conservatives) から出され³⁶⁾、1972年の自由党大会では、人口政策の中心的方途として国民健康制度内に無料の家族計画事業を整備すべき事を要求した³⁷⁾。又、1972年労働党年次総会で Dr John

Dunwoody が、1971年の党の女性メンバーの人口問題に関する提言を受ける形で、国民健康制度の一環として幅広い無料の産児制限事業を求める決議を提案した³⁸⁾。

一方、科学者たちによって出版された「生存のための青写真 (A Blueprint for Survival)」(January 1972) ³⁹⁾は、著名な科学者たちが名を連ねたこともあり注目された。

1972年2月には、世論調査会社(National Opinion Polls, NOP)が、*Daily Mail* 紙の委託でBCCの助言の下に1830人を対象に人口問題と産児制限に関しての世論調査を行った。その結果によると、65%の人が、政府は国内の人口増を押さえるために何らかの対策をとるべきだとし、国民健康制度の中の完全無料の避妊サービスを支持している⁴⁰⁾。

同じくNOPが1972年に実施したBCCの委託による世論調査では、87%の人がイギリスの人口増加は問題だとし、64%の人が政府は無料の避妊サービスを提供すべきであるとしている⁴¹⁾。

先の、科学技術特別委員会は、1972年7月に第5次報告書を出し、政府の人口問題に対する無策を批判するとともに、早急に国民健康制度の中に産児制限サービスを制度化すべきであるとした⁴²⁾。

このように、1970年代の開始の時期に当たって、ほぼ唯一の具体的な人口増加抑制策として避妊は注目され、その社会的政策的意味がクローズアップされた。

(2) 英国FPAとIPPFの対立見解——新マルサス主義をめぐり

人口問題の緊急性に触発されて国内外共にこれに無策でいることは望ましくないという世論が形成される一方で、人口問題が背景に持つ政治的な要素がFPAの上位団体に人口政策の策定に反対する態度をとらせ、英国FPAとの間に対立関係が生じる。

マルサス (T. R. Malthus) が『人口の原理』(*An Essay on the Principle of Population*) を書いたのはほぼ200年遡る1798年である。彼の人口問題に対する食料需給の観点は将来予想としての的確であったが、階級的視点を欠いていた⁴³⁾ために当時マルクス (K. Marx)、エンゲルス (F. Engels) から、また後のマルクス主義の陣営から批判される。そのため以後長らく、マルサスの具体的提言にとどまらず人口問題が左翼運動と敵対関係に置かれることになる。マルサス自身は宗教者であったこともあり人口問題の解決のためには禁欲を主張した。後、禁欲の代わりに避妊の普及を以て人口増加を抑えようという主張は新マルサス主義と呼ばれるようになり、1970年代当時は人口問題に関してはこの考え方が主流である。

FPAの国際組織である国際家族計画協会 (International Planned Parenthood Federation, IPPF) のヨーロッパ連合は、人口問題に関して新マルサス主義に反対する見解を持っていた。連合は、新マルサス主義を「経済的、社会的変化にとって、人口増加を制御することが不可欠であるとする理論」と定義し、「ヨーロッパ連合は、IPPFの各支部及び中央執行部において新マルサス主義に対して有効な反対運動を展開するべき事を強調する」という立場を表明していた⁴⁴⁾。

一方英国FPAの全国協議会 (National Council) は、1971年に、英国政府は国内の人口を安定化させるために、無料の包括的な家族計画サービスを制度化するべきであることという見解をまとめる⁴⁵⁾。IPPFヨーロッパ連合の中で英国FPAは、国は人口政策を持つべきだとする自らの独自の立場を強調し、人口問題に対する見解に関してはIPPFの統一見解から英国FPAを除外するように要求する。

英国FPAは、1974年1月25日の全国中央委員会 (National Executive Committee) での検討に付すべく理事長名で「『新マルサス主義』に関する英国FPAの見解」⁴⁶⁾と題する文書を出す。その中で、国家が採るべき人口政策に対して同協会の基本的立場を次のように定めている。

「英国FPAは、政府が何らかの許可方式によって人口を制御することに関して支持する用意はないが、政府が何らかの政策を採ることによって結果的に個人が経済的、社会的、法的その他の方法で家族の規模を選択することに影響を及ぼすことに関しては認められると言う立場をとる。」⁴⁷⁾

マルサス主義がマルクス主義から批判されていた一点として、強い国家権力を背景にした「上から」の政策で人々の行動をコントロールするという点があり、英国FPAもその点に関しては許容しない立場を明らかにしている。そして、人口問題を考えるに当たってのいくつかの論点を以下のように整理している。⁴⁸⁾

- 増加する人口に食料は不足しつつあり、世界的規模で見るとマルサスの予見は正しい。
- 現在裕福な国は、植民地政策によって現在貧困にある国を搾取することによってそれを可能とし、この貧富の差は拡大している。
- 貧しい国にあっては、食料その他の資源が人口増加に追いつかず、貧困に追い打ちをかけている。世界の人口を減らすことと世界の食糧と資源を公平に分配することが急務である。
- 現在、各国に人口政策が整備されていないだけでなく、世界的な人口政策も確立していない。
- 裕福な国は、食料その他の資源消費を押さえる責任がある。
- 貧しい国の人口増を放置しておくと、豊かな国は自国の生活水準を維持する一次資源をそれらの国から輸入することができず、物資の不足は深刻になる。

状況を時代に即して把握すれば人口増加による食料不足と貧困の問題に対

する対策は急務であるはずであるのに、国は人口政策を持つべきでないとするIPPfの姿勢は、むしろ批判に値するとする。そして、IPPfのこの方針に関しては英国FPAを除外するとともに、そのことを周知させる対処を求めた。⁴⁹⁾

国内にあつては多方面に目配りをしながら自らの対外イメージに戦略的に関心を払い、また自らの主張を維持するためには同陣営とも距離をとる、極めてプラクティカルな英国FPAの性格が浮かび上がる。

V 1974年国民健康制度再編法案審議 議会と政党の錯綜

FPAが本格的に性教育事業に参入するきっかけとなったのが、国民健康制度再編法(NHS Reorganisation Act)の成立である。避妊サービスに関して1967年国民健康(家族計画)法を更に拡大することを一つの内容とした同法は、しかし家族計画の領域での議論に止まらず、折から注目されていた人口問題と一体化した議論となる。

人口過剰問題のクロスによって、避妊の4つの機能が議会論争の中に話題として出そろい、利害関係、勢力関係を複雑にした。法案審議の具体的な論争点は避妊サービスの無料制度化の是非であったが、避妊の多義性故にそれに全く違う目的を託しながら賛成することも逆に反対することも起こる。

保守党と労働党を対比した場合には、保守党が専ら伝統的な立場を代表し労働党が革新的な立場を代表するという図式、あるいは上院と下院を対比した場合には、上院が専ら伝統的な立場を代表し下院が革新的な立場を代表するという一般的な図式は、少なくともこの法案審議には当てはまらない。また、保守党、労働党それぞれが内部で利害を一致させているという期待も成り立たない。

しかし、人口問題の登場は避妊をめぐる議会論争に次の二つの特徴をもたらす。第1は、避妊の機能を個人の自由を担保するというものから社会政策

的側面にシフトさせて理解する傾向を強化したことである。これは人口問題の緊急性が強く認識されたことと関係する。第2に、避妊への言及が「正義」である雰囲気を作ったことである。望まぬ妊娠対策の場合には避妊はその問題の間接的な発生源としての両義性を引きずっていたが、人口問題に関しては避妊は純粹に問題解決のツールであり両義性に悩むことのない政策提言になったからである。

(1) 政府の一部有料化案提出

1970年総選挙によって成立した保守党内閣の社会事業大臣 (Secretary of State for Social Services) Sir Keith Joseph は、人口問題は自分の管轄外にあるとしてそれとの関連で避妊サービスの制度化を考えるつもりはないと述べる⁵⁰⁾。そもそも、避妊、中絶等に言及することは、政治の世界にあっては長らくタブー視されている。イギリス国教会、カトリックなど宗教関係勢力を無視できない政治事情にあって、それらと良好な関係を保つことは、政権を安定させる上で優先的に配慮しなければならないことだからである。かつて労働党 Wilson がその類のことは政治が介入すべきことではないとしたのも、ここで保守党の Keith Joseph が人口問題は自分の管轄外であるとして門前払いしようとするのも、政府保身のためにはこの問題に関して賛否明確な言表を避ける必要があったからでもある。既に1967年国民健康 (家族計画) 法案の審議の時点で避妊の議会デビューはなされ、タブーの終了を意味したかに思えたが、以後も微妙な論争点であることには変わらない。

Keith Joseph は、避妊サービスの制度化を門前払いするだけでなく、現に人々は自費で避妊を手に入れられる状況にあるので、家族計画サービスを無料化するのは税金の浪費であるとして、それを求める考えに批判的な意向も示した⁵¹⁾。

このような政府の消極的態度は議会において批判され、それに押された政

府は1972年12月4日、避妊サービスの充実を含む同法案を上院に提出することになる。そのほぼ1週間後の12月12日、社会事業大臣は下院において次のような政府の方針を説明する⁵²⁾。

- 望まない妊娠を減らすために必要であるのならば、家族計画事業の拡大も考えられる。
- クリニック事業を拡大する。
- 病院、家庭医（GP）における産児制限に関する相談を充実させる。
- 専門的ワーカー養成及び健康教育委員会の広報費として、追加予算措置をとる。
- 1974年4月からNHS当局の管轄となる家族計画サービスは無料にするが、特別な場合と、産後あるいは中絶後12カ月以内を除いて処方箋料部分を若干有料とする。
- これによって事業経費は、現在の400万ポンドから1200万ポンドになると概算される。

1967年国民健康（家族計画）法制定の時点で従来、FPAが経営するクリニックを家族計画に関する相談やサービスが中心に提供されていたのに対して、地方健康当局もそれに関与することも認めていた。政府が今回提示した方針は、このクリニックをより充実させ、国民健康制度（NHS）として展開する部分をも拡大する、そしてNHSが管轄する部分に関しては処方箋料以外は無料とするというものである。

以後議会における論戦のポイントは、避妊サービスを国民健康制度として整備するか否か、サービスを完全無料にするか否かの2点である。政府案はどちらも否の立場をとっている。意外にもこの保守党政府の政府案を批判して完全無料制度化を多数で支持する上院と、その逆に政府案を支持する下院の間で、この法案はキャッチボールされる（表④参照）。数カ月間の議論を

表4 1974年国民健康制度再編法案審議経過概要

	上院		下院	
1972. 12. 4	政府, 法案提出	現状改善, 処方箋有 料案		
1972. 12. 19	委員会審 議	完全無料化案76対51 で可決		
1973. 2. 12	本会議	教会も無料化支持表 明		
1973. 2. 13		完全無料化初期動議, 多 数で可決。保守党の造反		
1973. 3. 23			第2読会	政府方向修正 NHS内制度化, 処方箋有料案
1973. 4. 17			常任委員 会G	政府案支持動議, 可決。 労働党員の退席行動
1973. 6. 12			本会議	上院支持修正案, 否決。労 働党の乱れ, 保守党の造反
1973. 6. 25	上院審議	再度, 無料化修正案 支持		
1973. 7. 2			下院審議	再度, 政府案支持
1973. 7. 5	上院審議	下院に従う		

概観した革新系の高級紙 *The Guardian* 紙は、家族計画事業の制度化そのものに反対するのは極端な立場だが、完全無料を求めるのもその対局に位置する極端な要求であるとしている⁵³⁾。革新世論の中にも、現状を若干改善する政府案あたりを順当な線だとする判断があることが分かる。しかしながら、議論の重心は *The Guardian* 紙が言う、このもう一方の「極端」な立場、すなわち完全無料化要求の方へと推移していく。

(2) 上院の完全無料化案——保守党の造反

1972年12月4日に政府案が上院に出された後、12月19日には上院委員会審議 (Lord's Committee Stage) で、また1973年2月13日には本会議 (Lord's Report Stage) で、それぞれ完全無料制を内容とする修正動議が出され、いずれも可決される。

労働党が党としては完全無料案を支持していることから保革の対立構造で類推すると、家族計画事業を一部有料とする案は政府、保守党支持の側にあると予測される。とすれば、上院下院を比較した場合、より保守的だとされる上院において政府案である一部有料案が支持されたとするのが、保革枠組みからすれば順当な予測である。しかしながら、上院においてはむしろ圧倒的多数の支持で無料化案が通っている。

上院の委員会審議で完全無料案を提出した Baroness Llewelyn-Davies は、次のように避妊が無料とされていないことの不合理を述べる。

「われわれ多くがおかしいと思うのは、既に、希望すれば国民健康制度の中で無料で中絶と男性不妊手術 (vasectomy) を受けることができるのに、避妊はダメだということです。私たちが望んでいるのは、家族全員が身体的、社会的、心理的に健康でいることです。」⁵⁴

先の1967年中絶法、1967年国民健康 (家族計画) 法によって、既に中絶と男性用の不妊手術は国民健康制度の中で無料で提供されている。しかし、望まない出生を防ぐにはまずは避妊を奨励するのが筋であるはずで順序が逆であろう、これではまるで中絶を奨励しているようではないかというのが言わんとすることである。この修正案に対しては多くの支持があり、野党労働党の他、無所属23、保守党6がこの修正案に賛成し、76対51で政府案を破って

いる。

本会議においても引き続き、政府の一部有料化案は劣勢である。2月12日には Baroness Elles の発言に関連する中で、避妊問題の扱いに関してその対応が注目されていたイギリス国教会も、家族計画の完全無料化に賛成の立場を表明する。

「イギリス国教会は完全無料の家族計画事業を推進し、人々がそのサービスを利用しにくくなるような金銭的その他どのような制限にも反対します。」⁵⁵⁾

翌13日に Alastair Service, Dr Tom Stuttaford, Sir George Sinclair (B C Cの副会長)らによる完全無料を求める初期動議 (Early Day Motion) が提出されると、60人以上の保守党議員もそれに署名する。その中には保守党の主要なメンバー⁵⁶⁾も含まれており、このような事態を予想しなかった社会事業大臣 Sir Keith Joseph は、後にこの時の様子を振り返って「我が党の議員席にいったい何が起こったのか事態が飲み込めなかった」と語っている⁵⁷⁾。保守党の支持を多数得られたことで、無料化案が政府案を敗り圧倒的多数で可決される。

予想外の上院の投票行動は何に起因するのか。Audrey Leathard は3つの要因を指摘している⁵⁸⁾。第1は、上院の存在意義を社会にアピールすることである。選挙によらない世襲貴族、一代貴族、教会関係者らをメンバーとする上院の民主的でない組織形態は、時代に合わないものとして上院そのものの存在意義が問われるようになっていた。組織存亡の危機にあって、「時代感覚のある」議論が上院にあっても可能であることを社会に示そうという政治的判断が上院の構成員にあったというのである。第2は、人口政策の緊急性である。この場合、避妊が性行動の自由化を担保するといった左派的側面は退き、社会の安定策を担保する保守的な避妊が前面に出る。あるい

はまた、貧困を救済する人道的避妊である場合もある。いずれにしても避妊の制度化を支持しやすい状況が用意されていたことである。第3は、既に無料化されている中絶との関係での後ろめたさである。上にも触れたが、中絶が無料で避妊が有料となった場合に、中絶優遇と誤解される事態はとりわけ保守陣営としては放置できなかったということである。

従って保守党の「造反」に見える現象も、保守党の保守性、慈善性に基づく行動の結果である可能性もある。しかし、同じ保守党の政府案を否決し、労働党が支持する方向で議論と投票行動を行った形態に変わりはない。

(3) 下院の政府案支持——労働党の乱れ

上院の審議経過に尋常でない流れを感じた政府は、下院の審議に先立って妥協案の作成を余儀なくされる。政府委員会において避妊サービスを制度化することが検討されるが、他の救命医療薬品には処方箋料がかかっていることとのかねあいで、それを完全無料にすることにはやはり問題があるということになる⁵⁹⁾。その結果、家族計画事業は国民健康制度の中に完全に位置づけるが処方箋料に関しては有料とするというあたりに妥協点を設定した。一部有料化は譲らなかったが、完全制度化に関しては譲った案である。

政府の方針変更に関して Sir Keith Joseph は、3月26日の第2読会で次のように説明した。

「各方面から柔軟な対応を求める声が強く、政府としましても当初の提案を、1974年4月1日から避妊も他の薬品同様に国民健康制度の中で提供する、というように修正することにしました。処方箋料を上限とする患者の自己負担はありますが、これに関しては通常の免除の規定を適用します。この修正による英国内の更なる追加費用は、年間1300万ポンドと推計しております。」⁶⁰⁾

同法案の審議条文が57ある中で、審議時間に当てられた2日間のうちの3分の1以上は第4条 (Clause 4)、すなわちこの家族計画事業の制度化問題に集中した。

守りの姿勢で下院の審議に臨んだ政府であったが、下院では上院と違い政府案に好意的な論調が支配的となる。保守党 Dame Joan Vickers (Conservative, Plymouth Devonport) が、1967年国民健康 (家族計画) 法の下で既に事業を無料化している地方健康当局 (Local Health Authority) が21あるとして取り上げ、無料化は法的には問題ないが望ましくはないと問題視する形で質問した。Sir Keith Joseph は、現状で一部無料化を行っているところはあるが、今回の政府案が通れば国民健康制度全体の組織改革によって「1974年4月1日からは地方健康当局 (Local Health Authority) は無くなり、それに代わって新しく始まる地域健康当局 (Area Health Authority) が政府が提案している形で事業を展開するだろうからそういう問題」は近い将来無くなると答える。また、Mr Abse が「自分が使う避妊具を処方箋無しに手に入れるという事はできるのか」と質問すると、大臣は「医師の認証付きの避妊具を医療的観点から好ましいとする人以外は、店で買うことになる」とした⁶¹⁾。すなわち、有料部分の処方箋無しに避妊具を無料で手に入る抜け道はあるのかという問いに対して、処方箋無しでは市販のものを通常料金で買うことになる、すなわち無料では手に入らないという意味である。

更に、Mr Fell は、無料の産児制限は民主主義と個人の責任にとっての脅威であるとして政府案を支持すれば、John Stokes (Conservative, Oldbury and Halesowen) は、一歩進んで、政府が提案する家族計画を定めたこの第4条そのものが大衆の性行動を乱し不道德を擁護するものだとする⁶²⁾。

上院と打って変わったこのような政府案優性の雰囲気の中、完全無料制度化を推し進めていた中心的なグループ、パースコントロールキャンペーン (Birth Control Campaign, BCC) は、その後の議論に備えて路線の見直しをすべきであるかどうか検討を余儀なくされる。結局は当初の方針のまま無

料化路線で審議に臨むことを確認する⁶³⁾が、言うまでもなく委員会、本会議共にその勢力構成を考慮して、いままでの路線を堅持しても勝算があると読んだ訳である。

しかしながら下院にあっても、委員会、本会議共に予想外の展開をみることになる。

4月17日に召集された常任委員会Gで⁶⁴⁾、健康社会保障議会担当下級大臣 (Parliamentary Under-Secretary of State for Health and Social Security) の Mr Michael Alison が、無料制度化を決定した上院の修正に反対して処方箋料を導入する再修正案を提示する。同委員会の委員構成は、保守党16、労働党14である。

この委員会審議の中で展開された保守派からのFPA攻撃に対して、FPAを強硬に擁護するのは保守党政府であった。保守党 Mrs Jill Knight (Conservative, Birmingham Edgbaston) は、青少年相手に避妊を商売で提供しているとFPAを批判する。Mr John Stokes は、FPAが出版した書物『セックスと生きることを学ぶ (*Learning to Live with Sex*)』を取り上げ、このような情宣はすぐにやめさせるべきだとし、また避妊サービスの制度化は、姦通や不倫を行う者たちが政府の助成金を使えるようになることなのだと不満を述べる。これらの批判の論調は先に見た道徳的右派からのFPA批判のそれと同じである。これに対して Sir Keith Joseph および下級大臣 Mr Michael Alison は、FPAがやっていることは性を乱すことではなく、責任ある親になることを推進することなのだと、FPAを強力に擁護するのである。既にFPAと政府の間に良好な関係が形成されていることをこれは示している。

議論の推移からすると、修正案に対し賛否ほぼ同数になることが予想される中での投票となる。同数の場合には議長が現状票に投票することになっており、すなわち無料化案が辛うじて通ると思われていた。しかし結果は1票差で政府案が支持される。それは、直前になって労働党の Mr Eric Ogden

(Labour, Liverpool W. Derby) が退席したからである。この退席の理由は管見する限り明らかでないが、結果的に労働党議員の退席によって保守党政府案支持の側に一票差の優位を与え、政府案を通したという事になる。労働党はこの投票を党拘束のない自由投票にしており、それがこの事態を可能にした一要因でもある。

労働党の足並みの乱れは、6月12日の本会議においても再現される。労働党の Mr Laurie Pavitt と Lord Douglas Houghton が、上院の無料化決定に戻すという修正案を出す、予期せぬ労働党の大量欠席により116票差でこの案は破棄される。労働党としては、党の方針として家族計画事業の無料制度化は最も力を入れていたはずの部分である。また一方、保守党側からは Dr Tom Stuttaford と Mr Geoffrey Finsberg (Conservative, Hampstead) が、少なくとも現に無料で避妊サービスを提供している地方当局内にあってはそれが継続できるようにと求めたのに対して、これも102票差で否決されたが、その中には15人の保守党員の反対票も含まれている。こちらは保守党内部の分裂という事態である⁶⁵⁾。

とりわけ労働党の大量欠席という、本会議におけるこの不可解な投票現象の原因はどこにあるのか。

Audrey Leathard は、2点指摘している⁶⁶⁾。

第1は、保守党がこの投票を、個々の党員の投票行動を最も強く拘束する three-line whip に指定していたのに対して、労働党は先にも触れたが全く拘束しない自由投票としたことである。審議全体を見ても分かるように、保守党労働党ともに党内には異なる意見がある。党の決定をそれぞれの投票に反映させることを重視するなら、党命令で拘束する事が不可欠であったともいえる。労働党が主だった投票を自由投票にしたことは、このあたりの認識が安易であったともいえる。と同時に、このことがら自体が党内でも意見の対立をみる微妙なことがらであるために、党決定の拘束をかけられなかったという見方もできる。事実、労働党のカトリック議員は政府案支持にまわっ

ている。

第2は、一種のアクシデントが重なったという事である。この家族計画に関しての審議は深夜に及んで行われている。投票前に、既に採決はなされたようだという噂が流れたというのである。その噂を信じた労働党議員たちは就寝するためこぞって帰宅してしまったという⁶⁷⁾。

結局下院は、上院の決定を覆して政府案を支持する結論を出す。

この下院の結果は上院に戻される（先の表4参照）。6月25日、上院においては再審議の結果、前回同様、無料にする修正案が支持される。

この再修正が再び下院に回される。7月2日、やはり上院の決定に反して政府案が支持される。

7月5日、下院の決定が再度上院に戻される。ここにあって上院は下院に従う決定をし、議論は終結を見る。この上院の妥協については、この段階で議会決定における下院の特権、すなわち上院下院の議決が一致しない場合には下院の決定が優越するというイギリス議会における下院の特権の発動が予定されてこと、そして政府としても、もしも社会的に強い要請があるのであれば、実際に処方箋料をなくすように政府内で検討する用意があると Sir Keith Joseph が強調した⁶⁸⁾点が指摘されている⁶⁹⁾。そのような状況をふまえて、このような事態における上院の一種慣例的な対応として譲歩が行われたと言われる⁷⁰⁾。

VI 保革枠組みの無効 避妊支持主体の保革錯綜

以上、従来の保守党対労働党という保革の枠組みが状況読みとりの道具として限界を持つに至っているという認識の下に、その背景を知るひとつの手がかりとして、この保革の枠組みでは説明ではない一例であるイギリスにおける性教育制度化の背景を見てきた。性教育の主要な担い手である家族計画協会が性教育に参入する時期の、周囲の政治的社会的関心の特徴を明らかに

するというのが、小論の直接の目的であった。

1974年に本格的に開始される性教育の性格を特徴づける要素は二つある。一つはそれを開始したのが家族計画協会であったこと、もう一つはこの時期に人口過剰問題が登場したことである。

避妊の普及を業務としてきたFPAの性教育への参入は、性教育をとりわけ避妊との関係で論じる土俵を設定した。避妊が持つ四つの機能（家族計画、性行動の自由の担保、社会政策＝望まぬ妊娠防止、社会政策＝人口増加の抑制）の間の重点の移動それらに向けられた社会的政治的眼差しの変遷が性教育のイメージと役割に影響するようになる。

人口問題の登場は、とりわけ、避妊の持つ社会政策的側面を強調する働きをした。望まぬ妊娠対策の場合も社会政策的側面への注目であったが、この場合は望まぬ妊娠を増加させた背景にある自由な性文化を用意したのも避妊だとして期待と責めを同時に負うアンビバレントな形であった。

避妊の社会政策的な側面のクロズアップは、後の、FPAと行政の協力関係の伏線となる。

これら二つの要素を含め、明らかになったのは以下の諸点である。

1. 避妊の普及を業務としてきたFPAの性教育への参入は、性教育をとりわけ避妊との関係で論じる土俵を設定した。
2. 避妊に対する道徳的右派からの強硬な批判をかわすことが、FPAの活動を維持するために不可欠となる。しかしこの攻防が、性教育を右派から攻撃される左派的な運動であるという構図を作ることになる。
3. 避妊の機能のうち、家族計画の必要性や自由な生き方の追求だけでなく、望まぬ妊娠を防止するという社会政策的な機能が重視されるようになり、法整備など避妊に対して公的に関心が高まる。
4. この社会政策的機能の重視は、古い秩序を変えるという避妊の社会変革的な機能への注目度を相対的に弱める。それにより許容的社会を批判する

保守勢力も避妊の必要性に言及するようになる。

5. 人口問題の登場は、更に避妊の社会政策的機能をクローズアップしただけでなく、人々の性行動やセクシュアリティの領域に公権力が関与する事をタブーとしてきた左派勢力にも、柔軟な対応を迫ることになる。
6. 英国家族計画協会は、自らの活動を維持推進するために左翼勢力と対抗関係にあった新マルサス主義をも支持し、保守党政権とも良好な関係を作ろうとするなど、そのプラクティカルな性格は際だつ。
- 7 望まぬ妊娠対策、人口安定化政策のいずれにも避妊の有効性を認識するようになる政府は、FPAと協力関係を持つようになる。この協力関係を維持するために保守党政府は、自党内の勢力である道徳的右派と対抗することも辞さなかった。

社会政策的機能が注目されるようになったとはいえ、避妊には引き続きその他の機能も備わっていることには変わりがない。避妊の奨励は、従って人々に自由な性行動を担保し、それによって多様な家族形態を予見するものでもあるし、とりわけ女性の経済的自立を促進するなど社会システムの改革を不可避にするものでもある。これらの変化は必ずしも保守勢力が意図していたものではないが、この部分に妥協してでも緊急に対処しなければならない社会問題として、望まぬ妊娠の急増と世界の人口過剰問題があったというべきである。

FPAなど一般的に左派勢力とされる人々に担われてきた性教育が保守政権下で制度化を見るのは、性教育自体が単純に保守的革新的という形容に馴染まない幅広いものになっていただけでなく、それを広い意味での社会政策として導入した背景にある諸問題の質が、保守対革新の構図で把握できないものになってきていることに起因するといえる。

- 1) 実施形態、実施過程について詳しくは、拙稿「イギリス性教育をめぐる現

行法の枠組み—1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景—」『社会科学年報』第31号 専修大学社会科学研究所, 1997参照。

- 2) 例えば, C. M. Langford, *Birth Control Practice and Marital Fertility in Great Britain*, London, Population Investigation Committee, LSE, 1976によると, イングランドとウェールズを対象にした全国調査の結果によると, 平均して88.2%, より最近(1961~1965)結婚したカップルにおいては91.4%, 産児制限をしている。また, B. Bone, *Family Planning Services in England and Wales*, London, HMSO, 1973は, 1970年に16歳から40歳の2520人の女性を対象にした調査で, 71%が何らかの避妊をしていることを示している。
- 3) クリニックにまで足を運ぶ時間的経済的余裕の有無が, この階級間の差異に影響していると思われる。
- 4) 一方では B. Bone, *Family Planning Services in England and Wales*, London, HMSO, 1973によると, 避妊目的で家庭医(GP)を訪れた人の場合は, 階級間でそれほど差がない。おそらく労働者階級はクリニックよりも経済的に割安感のあるGPを利用する傾向にあったともいえる。
- 5) 例えば, P. Diggory 'The Unwanted Pregnancy', *Journal of Biosocial Science*, Supplement No. 3, 1971は, 1969年に20万件と概算し, Birth Control Campaign *A Birth Control Plan for Britain* 1972は, 30万件に増加したと概算している。
- 6) 法案成立段階では, 20ペンスの処方箋料は有料とされたが, 直後1974年に政権に返り咲いた労働党政府は, 直ぐさま運用において完全無料とする決定を下す。
- 7) 'Sex Education - An FPA Statement', The Family Planning Association, 12.00 Hour, September 23, 1974
- 8) 「宣言書」1.4
- 9) 同上
- 10) 「宣言書」4.1~4.1.5。「宣言書」の草稿段階(例えば, 1974年3月22日の中央執行委員会(National Executive Committee, NEC)で検討された3月8日付の案)では, 親子の関係の難しさの中に近親相姦のタブーを含み, 夫婦間以外の家族メンバーの間では性的なことがらがタブーとなっていることなども強調されていたが, 決定版では削られている。
- 11) 「宣言書」4.2~4.2.2

- 12) 拙稿「イギリスの性教育をめぐる議会論争—1994年性教育義務必修化の社会的背景と政策的意図—」『社会科学年報』第32号 専修大学社会科学研究所, 1998年, 参照。
- 13) 拙稿「イギリス性教育をめぐる現行法の枠組み—1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景—」『社会科学年報』第31号 専修大学社会科学研究所, 1997年, 参照。
- 14) 以下の5つである。1, 性教育は親のみが行うものである。2, 性教育は、実に道德教育であって、従って宗教教育が責任を持つべき領域である。3, 性は、「自然」に身に付くもので教える必要はない。4, 性教育は性行動の若年化を引き起こす。5, 性は美しいもので、それを教えると、それが分析対象にされ、神秘と美しさが損なわれてしまう。1と2に関してのFPA見解は本文を参照。3, 4, 5に関しての見解は次のように要約できる。すなわち、性は決して自然なものではなく、逆に「人間レベルでは、無知が帰結する悲劇の多大さは計り知れない」。また、子どもたちが既に性的な刺激や情報にさらされているところが出発点で、彼らを無知のままおくのではなく、未成熟な彼らを「性に引き込もうとする社会的諸要素に抵抗できるようにする」のがよい性教育なのである。それに、「作曲の技法を知ったからといって交響曲の美しさは失われない」ように、性教育が性の美しさを消すことはない。「宣言書」4.3~4.5
- 15) 拙稿「新聞報道に見る性教育世論—イギリスにおける性教育制度化の背景—」『社会科学年報』第33号 専修大学社会科学研究所, 1999年, 参照。
- 16) 'Sex education inquiry call by Mrs Whitehouse', 1974. 8. 5.
- 17) 1974年8月5日付FPA内部メモ
- 18) FPA資料室保存
- 19) FPA資料室保存
- 20) FPA資料室保存
- 21) FPA資料室保存
- 22) FPA資料室保存
- 23) FPA資料室保存
- 24) FPA資料室保存
- 25) 「議員、セックス調査にノー (M. P. says no to sex probe)」*Cumnock Cronicle* 紙1974.9.6
- 26) 前出拙稿「新聞報道に見る性教育世論—イギリスにおける性教育制度化の

背景—」参照。

- 27) 1975年頃までにはイギリスのでは人口増加はおさまり、むしろその後の出生率の低下が始まる。
- 28) 政治の世界では中絶や避妊について言及することは、教会勢力を敵にまわす危険性と背中合わせであり、一種のタブーとなっていた。しかしこの Sir David Renton より3年ほど早く、1964年に健康大臣 (Ministry of Health) に就任した Mr Kenneth Robinson は、省内にある前時代的雰囲気を知り、改革に乗り出す。産児制限問題は「政治的爆弾」であるとする周囲の忠告をよそに家族計画事業の活性化を図り、「政治的爆弾」認識が神話であったことを示した。この動きが、後の1967年国民健康 (家族計画) 法 (1967 National Health Service (Family Planning) Act) 制定に繋がる。
- 29) The Rt Hon H. Wilson and the Rt Hon Sir D. Renton, 'The Population Problem' (correspondence privately printed, 15 November 1966-9 October 1967. Audrey Leathard "The Fight for Family Planning The Development of Family Planning Services in Britain 1921-1974" (Redwood Bum Ltd. 1980) に紹介、p. 183。
- 30) Audrey 前掲書、P. 183~184。
- 31) 同上、P. 84~85。
- 32) 同上、P. 186。
- 33) Hansard (Commons), 810, 23 January 1971, cols. 316~317、Hansard (Lords), 315, 10 February 1971, cols. 145, 206~210。
- 34) 科学技術特別委員会 (Select Committee on Science and Technology) 第1次報告、*Population of the United Kingdom* London, HMSO, 1971。
- 35) *Population of the United Kingdom: Report from the Select Committee on Science and Technology; Observations by the Government*, Cmnd 4748, London, HMSO, 1971
- 36) The National Union of Conservative and Unionist Associations, *89th Annual Conference, Brighton, October 1971* (London : Conservative Party, 1971), p. 111~116。
- 37) Liberal Assembly, *Resolutions adopted at Margate*, (London : Liberal Party Organisation, 1972) p. 4。
- 38) *Report of the Seventyfirst Annual Conference of the Labour Party*, Blackpool, 1972 (London : Labour Party, 1972) p.298~300, 393。

- 39) *The Ecologist*, 2,1
- 40) *FPA News*, 34, 1972, p.3
- 41) Birth Control Campaign, *Bulletin*, 3, 1973, p. 16
- 42) Fifth Report from the Select Committee of Science and Technology, *Population Policy*, London HMSO, 1972, p.vi~vii.
- 43) マルサス人口論の基本的考え方は、(1)食糧は人間の生存に必要である。(2)男女の情念は必然であり、ほぼ現在の状態のままあり続ける。食糧生産は等差数列的にしか増えないが、情念が現在の状態であり続けると、結果として人口は等比級数的に増え、食料不足を招くというものである。その対策としてマルサスは禁欲を奨励するだけでなく、「積極的制限」として救貧法の廃止(教会に頼らず、男は家族を養うべきだとの考え方)なども提唱する。
- 44) The IPPF Europe Regional Information Bulletin, September/October 1973.
- 45) FPA, National Council Minutes, 24 June 1971.
- 46) 'British FPA's attitude to 'Neo Malthusianism'', To National Executive Committee, For consideration 25.1.74, From Director.
- 47) 同上文書、1.2。
- 48) 同上文書、2.1~2.11。
- 49) 同上文書、4.2。
- 50) Hansard (Commons), 834, 11 April 1972, cols. 1011~1012.
- 51) 'Family Planning as Preventive Medicine' *Medical Gynaecology and Sociology*, 6, 1, 1971, p. 5.
- 52) Hansard (Commons), 848, 12 December 1972, cols. 234~235.
- 53) 「ある人にとっての無料産児制限 (Free birth control for some) 」, 13 December 1972.
- 54) Hansard (Lords), 337, 19 December 1972, col. 950.
- 55) Hansard (Lords), 338, 12 February 1973, cols. 1284~1358
- 56) The 1922 Committee 委員長の Mr Edward du Cann とその後継者の Sir Harry Legge-Bourke、前大臣の Miss Mervyn Pike と Sir Frederic Corfield、カトリック議員の Mr Hugh Fraser の名前が挙げられている。Audrey Leathard による、Dr Tom Stuttaford (12 November 1974), Sir George Sinclair (16 December 1974) のインタビューより。Audrey Leathard 前掲書に紹介。P.195。

- 57) Audrey Leathard による、D. Cossey のインタビュー (30 October 1974) より。Audrey Leathard 前掲書に紹介。P.195。
- 58) Audrey Leathard 前掲書, P.195。
- 59) Audrey Leathard による、Alastair Service のインタビュー (17 December 1974) より。Audrey Leathard 前掲書に紹介。P.195。
- 60) Hansard (Commons), 853, 26 March 1973, col. 936.
- 61) Ibid., col. 938.
- 62) Ibid., cols. 1038~1039, 975~976.
- 63) 前出 Audrey Leathard による、Alastair Service のインタビュー (17 December 1974) より。
- 64) Commons, National Health Service Reorganisation Bill (Lords), Standing Committee G, London: HMSO, 17 April 1974, cols. 249, 263~264, 297~310.
- 65) Hansard (Commons), 857, 13 June 1973, cols. 1349~1392.
- 66) Audrey Leathard 前掲書, P.197。
- 67) D. Cossey, Family Planning, 22,3, 1973, p.54.
- 68) Hansard (Lords), 344, 5 July 1973, cols. 387~423.
- 69) Audrey Leathard 前掲書、P.199。
- 70) D. Cossey, Family Planning, 22,3, 1973, p. 54. Audrey Leathard 前掲書, P.199に紹介。